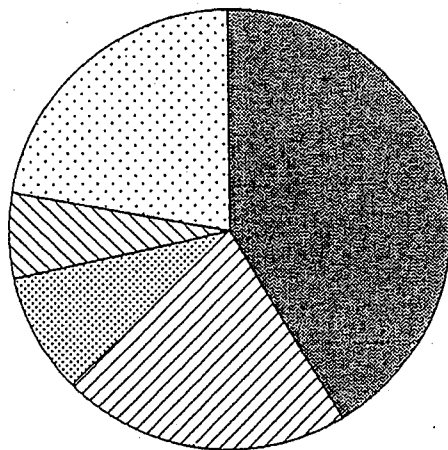


喫煙

広島県教育委員会

I 「喫煙」の実態 (県警資料から)

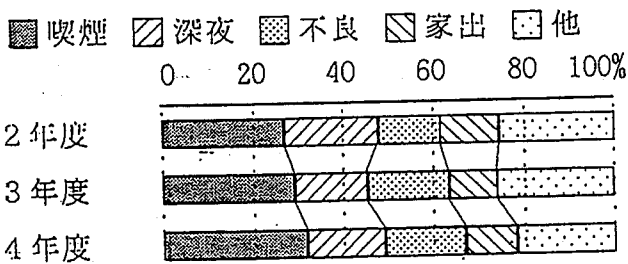
1 平成4年度喫煙の占める割合 (不良行為による補導人員 4,196人)



	人	%
■ 喫煙	1739	41.4
▨ 深夜徘徊	885	21.1
▩ 不良交友	380	9.1
▧ 家出	271	6.5
□ その他	921	21.9
合計	4196	

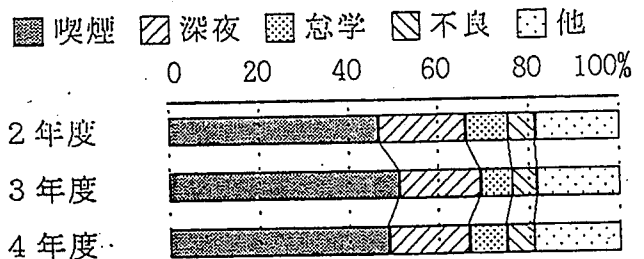
2 喫煙の占める割合の年次別推移 (中・高校生別)

(1) 中学生



	2年度	3年度	4年度
喫煙	424	322	310
深夜徘徊	326	179	169
不良交友	217	204	172
家出	205	117	112
他	411	294	217

(2) 高校生



	2年度	3年度	4年度
喫煙	1098	1100	934
深夜徘徊	456	389	349
怠学	219	152	156
不良交友	144	122	119
他	444	401	376

3 喫煙の状況

- ① 問題行動の総数は減少しているが、問題行動の中で喫煙の占める割合は年々増加している。
- ② 喫煙は、他の問題行動のきっかけになりやすく、深夜徘徊、不良交友等の問題行動と結びつくケースが多い。
- ③ 喫煙を悪いことと意識していない生徒が増加している。
- ④ 保護者の喫煙に対する認識が甘く、喫煙に対するきちんとした指導ができないまま黙認している家庭が多い。

Ⅱ 指導上の留意点

- 1 学校の生徒指導の重点目標に喫煙防止を位置付け、校長や生徒指導係を中心に、全教職員が一致して取り組む生徒指導態勢をつくる。
- 2 校内研修を実施するなど、喫煙防止の指導に対する全教職員の共通理解を深めるとともに、校内巡視や清掃の徹底など、指導を焦点化し、継続的な取り組みを進める。
- 3 トイレや校舎の裏など、たばこの吸い殻の散乱しやすい場所の巡視や清掃を徹底するなど、喫煙しやすい場所をなくす。
- 4 児童生徒の生活の実態を的確に把握し、喫煙等の問題行動の早期発見、早期指導に努めるとともに、悩みや相談に応じるための相談態勢の充実を図る。
- 5 喫煙防止の具体的な指導に当たっては、喫煙の違法性はもとより、タバコの有害性について、図書、視聴覚教材、実験などを活用し、児童生徒に納得のいく指導を行う。
- 6 喫煙した児童生徒に対する指導が単なる処罰に終わることなく、児童生徒の背景・要因を分析するとともに、学校生活に目的と生きがいをもたせるなど、個々の児童生徒の実態に応じた指導を行う。
- 7 学級・ホームルーム活動のみでなく、学校行事や児童・生徒会活動等で喫煙問題を取り上げるなど、児童生徒の喫煙防止に係る自主的な活動を進める。
- 8 学校通信の発行や地域懇談会の開催などをとおして、喫煙防止に関する学校の指導方針の周知徹底を図り、保護者の理解と協力を得る。
- 9 関係小・中・高等学校、地元行政機関、青少年育成市町村民会議など地域の関係機関が密接に連携し、喫煙防止の啓発活動や未然防止の活動を地域ぐるみで行う。